

ぎょうだ 議会だより



NO.81 (平成26年8月13日 発行)

古代蓮の里

東京都足立区 大野康博氏撮影

6月定例会日程

- 6月10日(木) 本会議(開会・会議録署名議員の指名・会期の決定、議案の上程、説明・部採決)
- 6月12日(木) 本会議(議案の質疑・一般質問)
- 6月13日(金) 本会議(一般質問)
- 6月16日(月) 本会議(一般質問・委員会付託)
- 6月17日(火) 委員会(議会運営委員会)
- 6月18日(水) 委員会(建設環境・健康福祉)
- 6月19日(木) 委員会(総務文教)
- 6月26日(木) 本会議(各委員長報告、質疑、討論、採決、追加議案の上程、採決、閉会)

本号の内容

- 市長提出議案……………2
- 議長・副議長決まる……………3
- 提出議案とその結果……………4
- 常任委員会の動き……………5～6
- 市政に対する一般質問……………7～11
- 9月定例会日程表(予定)
請願・議会日誌ほか……………12

6月定例会

行田市老朽空き家等の適正管理に関する条例など 13議案を可決・承認・同意



議場風景（6月定例会）

6月定例会には、市長提出議案13件が提出され、すべてを原案のとおり可決・承認・同意しました。

主な議案の内容は次のとおりです。

市長提出議案

○行田市老朽空き家等の適正管理に関する条例

（原案可決）

老朽化した空き家等が放置されている問題に対処するため、良好な生活環境の保全と安心・安全なまちづくりの推進を目的とし、新たに条例を制定するものである。

質疑 老朽化した空き家に限定した理由について。

答 空き家に関する諸問題として、防火、防犯、環境に関するもの等は、既存の他の条例で対応が可能であることから、一番の課題である老朽化に対応するためのものである。

質疑 空き家等の「等」は、答 建築物のほか、ブロック塀などの工作物である。

質疑 空き家等が放置され、第三者に損害を及ぼすおそれがある場合には、最小限度の応急措置を行うことができる。とあるが、その措置の内容は、

答 特に危険な部分については部材の一部を撤去することなども想定されるが、原則として、指導等の内容に相当したものを実施するものであり、

措置に要する費用や日数などを勘案し、最小限度となるよう判断していく。

（原案可決）

質疑 応急措置に要した費用を支払わない人への対応は、

答 費用については、当該所有者等に対して継続的に支払いを求めることとなる。また、費用の回収見込みが立たない場合であっても、応急措置を実施しなければならぬ極めて危険な状態と判断した場合には、市民の安全確保を第一に考え対応を図っていく。

○行田市税条例の一部を改正する条例（原案可決）

主な改正内容としては、①法人税割の標準税率の引き下げ、②個人住民税の公的年金からの特別徴収制度の見直し、③軽自動車税の改正、④償却

資産のうち公害防止用設備、浸水防止用設備、ノンフロン製品について課税標準の特例措置の導入、⑤金融所得の課税方法の見直しを行うため、

条例の一部を改正するものである。

○行田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

（原案可決）

地方税法などの改正に伴い、主に株式等に係る譲渡所得等の申告分離課税制度について、一般株式等に係る譲渡所得等の分離課税制度と、上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税制度に改組されたことに伴い、条例の一部を改正するものである。

○行田市国民健康保険条例の一部を改正する条例

（原案可決）

診療報酬改定を受け、診療報酬の算定方法を定めた国の告示が一部改正されたことに伴い、条例の一部を改正するものである。

○行田市下水道条例の一部を改正する条例（原案可決）

公衆浴場に関する下水道使用料及び水道料金の算定基準を明確にするため、行田市下水道条例、同水道事業給水条例及び同南河原地区簡易水道事業条例について、条例の一部を改正するものである。

○行田市火災予防条例の一部を改正する条例（原案可決）

大規模な催しを主催する者に対して、防火担当者の選任、火災予防上必要な業務の計画

の作成等を義務付けるため、条例の一部を改正するものである。

○行田市斎場式場棟新築工事 請負契約の変更について

(原案可決)

国による本年2月の労務単価等の改正にあわせ、一定の既契約について賃金等の急激な変動により、請負代金額が著しく不相当となった場合、発注者または受注者が請負代金額の変更を請求することができ行田市建設工事請負契約約款第25条第6項の規定に基づき、請負代金額の変更の請求がなされたため、契約の変更を行うものである。

質疑 人件費、材料費の高騰はどのように判断したのか。

答 当初の設計額は平成25年11月に改正された埼玉県建築工事積算標準単価表による積算であったが、平成26年4月に発行された同積算標準単価表により、各項目の単価を入れかえて算定した結果、差額が生じたため、人件費、材料費の高騰があると判断した。

なお、平成25年度当初の労務単価と比べると、全国平均

で7・1%の上昇、本工事では、当初設計に比べ、鉄筋工事で約17%、型枠工事で約20%の上昇となっている。

補正予算 補正総額

2億1649万円余り

○平成26年度行田市一般会計 補正予算(原案可決)

歳出の主なものとして、国の社会保障・税番号制度導入に伴うシステム改修費。

本年2月の大雪により甚大な被害を受けた自治会集会所の建て替え費用の一部を助成するための措置。また、同じく被害を受けた農業用施設及び農作物に対して支援を行うための所要額をそれぞれ計上するものである。

これらを賄う財源は、国・県支出金及び前年度繰越金により措置するものである。

なお、市内全小・中学校の特別教室へのエアコン設置事業に関し、国庫支出金が活用できなくなったことから、市債と一般財源に財源を振り替えるものである。

議会人事

議長に野口啓造

副議長は小林友明議員

本定例会最終日の6月26日に、正副議長の辞職に伴う選挙が行われ、議長に野口啓造議員(黎明21・3期目)、副議長には小林友明議員(新政策研究会・2期目)が選出されました。

また、同日に各常任委員会正副委員長の辞任に伴う互選が行われ、新しい正副委員長

が次のとおり決まりました。

○総務文教常任委員会

委員長 新井 孝義

副委員長 柿沼 貴志

○建設環境常任委員会

委員長 大河原梅夫

副委員長 梁瀬 里司

○健康福祉常任委員会

委員長 松本 安夫

副委員長 秋山 佳于

監査委員に香川宏行議員

監査委員の選任に関する議案が市長から提出され、議会選出の監査委員として、香川宏行議員(新政策研究会・3期目)の選任に同意しました。

農業委員会委員に4名推薦

市長からの推薦依頼に対し、次の4名を議会推薦委員として推薦しました。

工藤 正司・島田 洋子
平社 輝男・吉田 幸一

議長

野口 啓造



副議長

小林 友明



就任のあいさつ

このたび、議員各位のご推挙を得まして、議長・副議長の要職に就任いたしました。誠に身に余る光栄でありますとともに、その職責の重さに身を引き締めているところでございます。

現在、社会経済情勢の変化や地方分権の進展とともに市民の要請も多様化し、二元代表制の一翼を担う市議会の果たす役割もいっそう大きくなってきております。

市議会といたしましても、このような状況をしっかりと認識し、市民の目線に立った地域社会の健全な発展、市民福祉の向上並びに議会の公正かつ円滑な運営に誠心誠意取り組んで参る所存でございます。

今後とも、市民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

常任委員会の動き

○ 審査概要・活動

総務文教常任委員会

当委員会では、付託を受けた3議案について審査を行い、原案のとおり可決しました。

また、請願4件については、不採択としました。

○ 行田市税条例の一部を改正する条例について

問 この条例改正により、どれくらい増税等となるのか。

答 法人市民税については、法人税割の税率が12・3%から9・7%に引き下げとなることから、約7890万6千円の減額となる。

また、軽自動車税については、原動機付自転車が平成27年度から、軽自動車及び小型特殊自動車が平成28年度から税率が引き上げられるが、これら両方を現在の登録台数を例として計算した場合、約2千万円の増額となる。

○ 平成26年度行田市一般会計補正予算について

問 小・中学校の特別教室の

エアコン設置に関し、補助金が活用できなくなった経緯は。

答 当初、国庫補助金を申請することが最良の方法であると判断し、国の学校施設環境改善交付金を活用し実施する予定であったが、埼玉県からの通知により、このエアコン設置事業が国の採択予定事業に含まれていないことが判明し、不採択となってしまう。このような中、教育委員会として、エアコン設置の先送りや補助金が交付される機会を待つことなども検討したが、普通教室への設置を実施していることや、この事業が重点事業であることを考慮し取り組んできたことから、予定どおり設置を行うこととしたものである。

なお、当然補助金は交付されないため、合併特例債を活用して事業を実施する予定である。

問 このエアコン設置に係る合併特例債に関し、後年度負担を考慮した場合、国庫補助

金と比べどのような金額の違いが発生してくるのか。

答 今回、合併特例債を2億3670万円増額しなければならぬが、合併特例債は借金であり、その償還を考えた場合、7割は交付税により措置され、残りの3割は市独自の負担となる。

また、その金額を計算した場合、元金だけで約7100万円の支出をしなければならぬ。

問 社会保障・税番号制度の国民に対するメリット及びデメリットは。

答 大きなメリットとして、より正確な所得の把握ができる。

ることが挙げられ、これにより、適正な課税等を行うことができる。

また、正確な所得の把握により、適正な社会保障の給付も行うことができるようになる。その他、事務手続きが簡素化されるなどのメリットがある。

反対にデメリットは、あえて挙げるならば、OAシステムの改修や初期導入費用が発生することや、情報漏えい等のリスクが全くないとは言えないことなどである。

建設環境常任委員会

当委員会では、付託を受けた2議案及び総務文教常任委員会から審査依頼を受けた1議案について審査を行い、いずれも原案のとおり可決しました。

○ 行田市老朽空き家等の適正管理に関する条例について

問 第7条の勧告及び第8条の命令において、「期限を定め」とあるのは、どの程度の期限を想定しているのか。

答 定型的な期限は想定していないが、危険度やこれまで

の指導実績等を勘案して、個別に判断していく。

問 国会で提出が検討されている空き家等対策の推進に関する特別措置法案では、立入調査権や行政代執行などの項目が盛り込まれているが、今回の条例制定にあたり、そういった規定を盛り込む考えはなかったのか。

答 立入調査権については、第5条の実態調査で敷地内への立ち入りも想定している。

また、行政代執行については規定しておらず、今回の条例では第10条の応急措置にとどめているが、一定の効果があつたものと考えている。

今後、国の特別措置法の動向も注視し、適切に対応していきたい。

○ 行田市下水道条例等の一部を改正する条例について

問 今回の改正で一般汚水と浴場汚水の区分が明確になったのか。

答 一般の訴訟では、「公衆浴場法の規定による浴場」の解釈が争点となったことから、今回の改正で、いわゆる銭湯のみが浴場汚水の対象であることをより明確に規定したも



マイナンバー

のである。
○平成26年度行田市一般会計
補正予算について

問 農業経営者等育成支援事業補助金の対象農家からの申請状況は。

答 補助対象となるのは倒壊した農業用ハウス等と同規模同程度のものであり、現在、24件の農家から提出された見積書の精査を行っている段階である。

今後、正式に補助金申請を受け付け、今年度内の事業完了を予定している。

問 文化ゾーン整備事業の完了までのスケジュールは。

答 速やかに契約を締結し、今年度中に引き渡しを受けたいと考えている。

その後、平成27年度に実施



文化ゾーン整備事業

設計を行い、平成28年度に工事着工の予定である。

健康福祉常任委員会

当委員会では、付託を受けた2議案及び総務文教常任委員会から審査依頼を受けた1議案について審査を行い、いずれも原案のとおり可決しました。

○行田市火災予防条例の一部を改正する条例について

問 火災予防上の必要な業務任務分担等の計画の提出が課された指定催しについて、本市に該当するものはあるか。

答 条例改正のきっかけとなった京都府福知山市の花火大会に相当する人出予想10万人以上、出店数100店舗以上の両方に該当する催しを指定催しとするが、現在、本市に該当する催しはない。

ちなみに本市の5大祭の数は、さきたま火祭りが、人出予想11万人、出店数70店舗、忍城時代まつりが、人出予想2万3千人、出店数40店舗、浮城まつりが、人出予想5万6千人、出店数120店舗、春まつりが、人出予想1万5

千人、出店数75店舗、西の市が、人出予想3万5千人、出店数150店舗となっている。

問 指定催しの人出予想や出店数の基準を下げたほうが、安全確保できるのではないかと。

答 今までの警備に加え、条例改正による消火器の設置義務と届け出の義務が生じたことにより、十分に安全が確保できると考える。

なお、指定催しに該当しなくても雑踏の発生が予想される催しについては、消防職員や消防団の警備等で防火体制の確認も行うこととする。

問 消火器の設置義務は店ごとに課されるものか。

答 火気を使用する店ごとに設置義務がある。

また、露天商組合行田支部では、火気を使用する店以外



春まつり

についても消火器を準備することとしており、火災が発生した場合にそれぞれ露店が相互に初期消火ができる協力体制にある。

問 消火器設置の点検は誰が行うのか。

答 基本的には、主催者の点検であるが、現地で警備にあたる消防職員や消防団も確認する考えである。

議会運営委員会

6月4日に6月定例会運営のための委員会を開催し、会期日程、議案及び請願の取り扱いなどを協議しました。その際、一般質問の発言順序をくじにより決定しました。

17日には請願2件の審査を行い、2件とも不採択としました。

26日には追加議案及び正副議長選挙の取り扱いなどを協議するとともに、議会運営委員の辞任に伴い、次の委員が選任されました。

なお、本会議終了後、次期定例会の初日及び日程表（予定）について協議しました。

○議会運営委員会委員

- 委員長 平社 輝男
- 副委員長 石井 直彦
- 委員 松本 安夫
- 委員 柿沼 貴志
- 委員 二本柳妃生子
- 委員 香川 宏行
- 委員 新井 教弘

議員表彰

全国市議会議長会及び埼玉県市議会議長会の各定期総会において、次の3名が永年にわたり市議会議員として、地方自治の発展に寄与し、その功績により各議長会から表彰されました。

○市議会議員として15年以上
在職した者

- 岩田 謙啓
- 斉藤 哲夫
- 大河原 梅夫



議長から表彰を受ける議員

市政に対する

一般質問

6月定例会の一般質問は6月12日・13日・16日の3日間行われ、11人の議員が市政全般に対する諸問題について質問をしました。紙面の都合上、主なものを掲載しました。

なお、詳細については8月下旬発行予定の会議録（市役所市政情報コーナー、図書館及び地域公民館、市議会ホームページなどで閲覧可能）をご覧ください。

まちづくり 災害に強い まちづくり 出水対策を

梁瀬 里司
(黎明21)

問 台風や大雨時に市内において出水する地区があり、市では、出水対策事業を行っているが、解決には至っていない状況である。

例えば向町や西新町など、今後の排水計画などにおいては、調整池等の設置が解決策になると考えるがどうか。

また、清水町においても、元荒川が越流し、道路が冠水する。以前、出水対策で柵田町から押上町にかけて水路の淵の嵩上げ工事を実施したが、

効果があるので清水町地区の元荒川沿いの嵩上げについてはどう考えているのか。

答 集中豪雨などの局地的な出水により、河川の流下能力を超過する恐れのある洪水を河川に入れる前に一時的に貯める調整池は、治水対策上、極めて効果的な手段と認識している。今後の対策としては、公共用地、道路用地等を利用



押上町地内・出水対策

するなど、貯留機能を持たせた出水対策を実施していく。

また、清水町地区の元荒川の水路の淵の嵩上げについては、道路の冠水状況を調査、把握した上、必要な対応を検討していく。

●ペット行政

問 昨今のペット社会においては様々な事件や事故、マナー違反が起こっている。市では、犬の散歩中のふんの放置の問題や飼い主のモラルやマナー向上のため、平成21年に「行田市愛犬条例」を制定したが、本条例制定後、どのような取り組みを行っているか。

答 犬の登録時や狂犬病予防注射等の機会を捉え、飼い主の責任を呼びかけるチラシを配布し、啓発に努めている。特に、ふん害苦情の多い地域では、夕方など犬の散歩時間帯に職員が巡回を行い、マナー啓発グッズの配布や声掛けを行うなど対応を図っている。

問 野良猫等の対策として、猫の不妊・去勢手術の一部助成を行っている自治体があるが、本市での実施はどうか。実施は考えていない。

政治姿勢

市制施行

65周年記念事業 市の議会軽視

三宅 盾子
(まちを住みよくなる会)

問 65周年記念市民提案型事業は、昨年12月市報において今年の1月10日必着という短期間に募集が行われ、予算議決前に4事業が選定された。議会の議決権も理解していない。議会軽視ではないか。

答 予算を可決後、補助金申請を受け付けた。

問 議会の議決前に募集、選定することが異常。議会が予算案を否決したら、この事業の実施は不可能である。市執行部は、予算案を議会に提案すれば、可決すると軽視した結果ではないか。2カ年として予算計画を立てることで回避できたことではないか。

答 予算措置があつて、初めて執行できる。補助金の執行は遅くても交付決定時までに、予算措置が必要と認識している。

問 (学校現場への介入) 選定された事業の中には、「自衛隊

音楽隊のふれあいコンサート」事業(自衛隊の「学校での演奏指導」を含む)や、「よさこいソランソング作成」(学校での運動会での踊り指導含む)があるが、学校の教育編制権は学校にある。市内に音楽家や音楽家集団も存在する。なぜ自衛隊なのか理解できない。

そして、2つの事業とも、学校現場への介入をすべきではないと考えるが。

答 学校現場での依頼があれば応じる。

●効果なく問題多いフツ化物洗口(フツ素うがい)

問 安全性にも問題あるフツ化物洗口が虫歯予防に効果のないことは、全国・県における資料からも明らかである。現在、すでに市内数校では、フツ素推進派の歯科医師から保護者への説明会が開かれた。学校での「集団実施」は、強制力を伴う。実施すべきではないが、どう考えるか。

答 学校の実態に応じ、実施される総合的な歯科保健指導の一つと考えている。

〔その他主な質問〕

○学校への消耗品費の削減問題



砂原公園内自治会館

地域づくり

都市公園区域内にある自治会館の建て替えは

小林 友明

(新政策研究会)

問 本市には、6箇所の都市公園区域内に、地域自治会が自治会館として使用している建物があり、これらは設置後34年から43年が経過しており、建物が著しく老朽化している状態が見てとれる。

都市公園法の規定では、都市公園区域内にある自治会館の建て替えは不可となっているが、自治会館を公園区域から除外するなどの具体的な対応策を講じて、関係自治会の市民に明確に示す必要がある。市役所庁舎の敷地を公園か

ら除外した事例もあることから、同様の手順で自治会館の建て替えを可能にすべきではないかと考えるがどうか。

答 自治会館を公園区域から除外する場合は、地域内で代替地を確保する必要がある、また、自治会館は地域コミュニティを推進する上で重要な施設であると認識している。

従って、公園内の自治会館の建て替えについては、関係法令に照らすとともに、これまでの経緯や地域自治会の利用状況を考慮して、市民の立場に立つて研究していきたい。

問 6箇所の都市公園のうち、砂原公園、第2砂原北公園、菊野台ぞうさん公園の3箇所は、民間事業者による宅地開発に伴って本市に寄附された公園用地で、その中に都市公園法の規定では、建設不可の自治会館が設置されている。

開発行為の事前協議で集会所として建てた建物を公園用地と併せて受けた、とのことだが、自治会館の敷地を区域除外するなどして、市民が望む自治会館の建て替えができるようにすべきではないか。

答 区域除外については、都

市公園法があるからできないと言うことではなく、県とも具体的に確認しながら公平性にも十分配慮し、先送りではなく市民の立場で実際の方法を研究していきたい。

〔その他主な質問〕

○交流人口増加の施策

介護事業 介護保険事業の見直し 特養ホーム等の 整備計画は

栗原 二郎

(日本共産党)

問 これまで、要支援1・2の判定を受け、ヘルパーの訪問介護や、デイサービスを受けていたのに、そのサービスが介護保険から外され、特養ホームの入所者を要介護3以上にすると改悪がなされるが、市長の見解は。

答 要支援の認定を受けている方の訪問介護、通所介護については、段階的に地域支援事業に移すとしているが、地域支援事業も介護保険制度の中でのサービスであり、財源構成も現在と変わらない。

特別養護老人ホーム入所者を要介護3以上に限定するこ

とについては、やむを得ない事情があると認められた場合には、特例として入所させることができるとしており、引き続き国の動向を注視し、情報把握に努める。

問 早い段階で特養ホーム等の整備計画を考えていると言ったことだが、その後、どのように進んでいるか。

答 特別養護老人ホームの新設については、市内の事業者が平成28年4月の開設を目指し、県や市との協議を図りながら進めている。

問 要支援1・2でデイサービスを受けていたが、サービスの実施とすることが、どのように考えているのか。

答 要支援1・2のサービスが、行田市の地域支援事業となるが、地域支援事業も介護事業の一環なので、同様の訪問介護、通所サービスは受けられると考えている。

●行田市自然環境調査

問 自然環境を守るため、過去や今後の調査の継続、データの蓄積とその活用について。

答 平成19年度の調査地点、項目を引き継いで実施し、平成24年度調査では、動植物26

種を確認しており、自然が維持できていると認識している。市民団体と行政の協働による事業展開の重要性を認識しており、今後も、緊密に連携を図っていきたい。

行政 小・中学校 体力向上の 取組みについて

柿沼 貴志

(新政策研究会)

問 市内8校の中学校において部活動(運動部)の選択肢が学校によって3から8種目と大きな違いがある。

中学校の部活動は、成長期の児童生徒にとつて心も身体も成長するために、非常に重要な役割がある。学校によって選択肢が限られている事は在学中の児童生徒にとつて可能性の幅を狭める結果になっていると考える。

埼玉県中体連でも認めている近隣学校との合同練習や合同チームの結成などを早期に取り入れるべきではないか。

答 学校や保護者の要望に耳を傾けながら、今後も各学校の置かれた状況を踏まえ各課

題を検討していく必要がある。合同チームに関しては、中体連から示された大会参加規定に従う必要もあり、また、移動等の安全面の課題もあることから、慎重に検討していく。

●東京オリンピック・パラリンピックを6年後に控えた取り組みについて

問 オリンピック・パラリンピックに向けた宿泊施設や選手村の誘致等の計画はあるか。

また、この機会をチャンスと捉え、大きな枠組みで南北軸を中心とした交通網の整備等、総合的な都市計画はどのように取り組むのか。

答 オリンピック・パラリンピックの開催は都市基盤の整備や防災機能の充実が図られ大きな社会環境の変革の機会であると捉えている。

市内においても東西軸の幹線道路整備は充実してきたものの南北軸幹線道路が脆弱な状況であり、広域的な視点から上尾道路や利根川新橋などアクセス向上や活性化に向け早期整備を望んでいる。

また、年度末には東京上野ラインが開業され、JR行田駅周辺整備にも計画的に取り

組む必要がある。誘致や宿泊施設についても需要が高まる中、ニーズの把握に努めていく。

危機管理
危機管理と
不正配管の
責任問題
石井 直彦
(しんりよく会)

問 市民の生命財産を守るためには、すべての危機管理を一元的に管理できる職員の養成は急務と考える。

最近の気候変動による風水害等の自然災害、過日の不正配管に関する複雑化した訴訟問題、水道水汚染、学校での訴訟問題など、担当部署だけでは対応できない事柄も数多く発生している。



防災安全課窓口

マニュアルづくりから直接指示・事後処理まで一元的に管理できる組織や人づくりが必要である。危機管理者を育てるために市長は現在どんなことを行っているのか。

答 平時から危機管理に関する意識を高めることが重要であることから、担当職員をさまざまな研修等に派遣し、危機管理業務のレベルアップを初め、本市の危機管理体制の充実を図っている。

また、有事の際に迅速かつ的確に対応できる危機管理能力の高い職員を育成していく。

●不正配管問題の和解決着と課題

問 不正配管問題に関する条例改正の部長答弁では、条例の改正が遅れたとの認識はない。さいたま地裁との解釈の相違と説明している。反省もなく正当化する考え方には、大変疑問を感じている。

結果的には約1億2千万円も返還していることから、この訴訟問題で責任問題は発生しないのか。また、責任についてどんな話し合いが行われたのか。

答 本件は下水道法、公衆浴

場法及び下水道条例の解釈の相違によるものであり、これまでの本市の事務処理に問題があったとは考えてはいたないが、東京高等裁判所から示された和解案の内容について、過料処分取り消し、還付加算金が新たに発生したことについて重く受けとめている。

交通安全
自転車の
安全対策に
ついて
大河原 梅夫
(公明党)

問 自転車発祥の地である埼玉県は、県民1人当たりの自転車保有台数が、普及率と共に日本一だが、それに伴いマナーの悪さやルール違反、自転車に関連する事故が多発しており、その損害賠償も多額になっている。

これらのことから、県では自転車の安全な利用の促進に関する条例が施行された。

本市としても、市民の安心・安全のために条例を制定して

いくべきと考えるがどうか。

答 本市は自転車利用に適した土地柄のため、利用者が多く、事故も少なくない状況と認識している。

県条例を基本としながら、自転車の安全な利用に関する意識、マナーの向上、自転車賠償保険への加入促進等を目指し、自転車安全運転条例の検討を進めており、警察学校、自転車小売業者、各交通関係機関などから意見を聴取しながら取り組んでいく。

●ドナー助成制度について

問 平成24年9月に造血幹細胞移植推進法が成立し、移植を希望するすべての患者の方々が公平で安心して移植を受けられる体制が整備された。

こうした法律の制定を受けて各市町村が、ドナーとなる方の経済的負担軽減のための助成を行うことにより、ドナー登録を躊躇していた方の登録を促し、骨髄移植の実施数の増加が期待できる。

ドナーの善意が生かされるよう、本市としてもドナーへの助成制度に取り組むべきと思うがどうか。

答 骨髄移植の現状を見ると、

実際に移植を受けることのできる患者は、約6割程度にとどまっていることから、ドナー登録者を増加させ、骨髄移植を推進させるためにも議員提案の助成制度について、ニーズや効果等も考慮の上、十分に調査研究を進めていく。

認知症対策 認知症徘徊対策と 対応について 高橋 弘行 (しんりよく会)

問 新聞・テレビ等で、認知症の方が徘徊し、踏切事故に合い、家族の方がJRから多額の賠償責任を問われ、社会問題となったが、まず、本市で在宅介護する認知症の方の人数は。

答 市が把握している認知症の方は、1940人。

問 認知症の徘徊の方の施設の受け入れは。

答 特別養護老人ホームやグループホームなどの介護保険施設の場合、徘徊にも対応した施設がある。

問 認知症サポーター制度があるが、サポーターの人数と

仕事内容について。

答 主な活動内容としては、日常生活の中で認知症の方と出会ったときに、その人の尊厳を損なうことなく接し、適切に対応することであり、現在、認知症サポーターは、1602名である。

問 徘徊予防対策の具体的事業について。

答 介護者教室や認知症講演会、認知症サポーター養成講座などで普及を図っていく。

問 徘徊で方向不明が生じた場合、市の対応策は。

答 警察からの要請により防災行政無線での放送や、浮き城のまち安心・安全情報メール配信サービスの活用による周知などを実施している。

問 徘徊での踏切事故などの本市の対応と、行田市交通災害共済の適用について。

答 事故が起こらないよう、さらなる早期発見、保護を目的した施策を検討している。

なお、交通災害共済制度では、本人に対する見舞金は支給することとなるが、損害賠償は対象となっていない。

問 市内に認知症専門医が必ずと考えるが、本市の考えは。

答 今後は高齢者が増えていくことから、市の医師会等と協力しながら今後について考えていきたい。

○待機児童ゼロについて 「その他の主な質問」

安心・安全 放射線・放射能の 測定箇所を増やし 市民の安全確保を 大久保 忠 (日本共産党)

問 市が半年に1度行っている公共施設などの放射線の重点測定は、第1回平成23年10月の311施設から、第5回平成25年9月では93施設へと大きく減っている。

さらに大きな問題は、子ども遊び場として遊具のある広場78箇所が平成24年3月から測定していないこと、また、公園67箇所、地域公民館、支所などは平成24年8月から測定していない。

市民が利用する施設を、なぜ測定しないのか。また、施設を減らしてきたのか。

答 消防署の定時測定及び市内8箇所を測定しているが、除染基準である毎時0.23マイ



放射線測定器 (貸出用)

クロシールベルトを大きく下回っていることから、測定場所を絞り込んだ結果である。

本年の重点測定は、遅滞しているが、夏季と冬季に実施したい。

問 小・中学校での放射線の測定結果はどうなっているのか。また、校庭や砂場、園庭や花壇などの土壌検査はどのように行っているのか。週1回、週2回と定期的に測定し、子どもたちの安全を確保すべきではないか。

答 昨年9月、全校で121ポイントを測定し、基準を超えた箇所はなかった。プールの水の測定は、毎年実施している。土壌検査については、平成23年に実施し、基準内であることを確認した。

●待機児童はいないのか。

問 大きな社会問題となっている待機児童の解消が必要。

市では、待機児童はゼロと言っているが、3月31日現在、1205人の児童が認定保育園に申し込み、6月1日時点で1165人の児童しか入所できていない。このことは、待機児童がいるということではないか。

答 入所希望者と実際の入所児童の差は、保護者の都合により、入所保留となっているもので、待機児童ではない。

「その他の主な質問」
○認知症高齢者の徘徊等対策

健康づくり 健康遊具の 利用について 東 美智子 (公明党)

問 各自治体で、住民の健康づくりや介護予防のために公園の有効活用を試みる中で、健康遊具の設置が拡大している。健康遊具は、健康維持や運動能力の向上に期待できるものもあり、子どもから高齢者まで、楽しみながら身体を動かすことで、自然と健康増



水城公園内の健康遊具

進や介護予防に繋がっている。現在、本市においても、水城公園内の「いきいき健康エリア」を初め、市内に25基の健康遊具が設置されているが、遊具のさらなる活用推進のため、利用説明板に加え、写真付きの利用方法と運動効果を記載した利用の手引きやチャレンジ記録が必要と考えるがどうか。

答 健康遊具を有効的に活用するために、写真付き利用方法や運動の効果、チャレンジ記録ができるものを記載した利用手引きを、関連部署と協議を進め、作成する方向で検討していきたい。

問 身近な公園に「いきいき健康エリア」があれば、日々楽しく気軽に健康管理ができ、「健康寿命」を延ばし、医療費

抑制に効果が期待される。

そこで、公園に設置してある健康遊具について、ホームページや各種団体等へ幅広く周知してはどうか。

答 ホームページには、市民の皆さんの健康増進にご利用いただけるよう、健康遊具の設置場所や使用方法などを掲載していきたい。

また、高齢者学級やなかちか体操普及事業の参加者にも、周知していきたい。

問 子どもの事故防止については、配慮しているのか。

答 使用年齢の制限を遊具に表記し、適正な年齢での使用を促しているが、遊具から転落した場合を想定し、重大な事故にならないよう、ゴム製マットを設置するなど安全対策を講じていきたい。

〔その他の主な質問〕

○浸水被害軽減対策について

症 知 認
徘徊高齢者等
見守り
ボランティア
一本柳妃佐子
(公明党)

問 厚生労働省の研究班の推

計によると、2012年時点での65歳以上の高齢者3079万人のうち、認知症の人は462万人、軽度認知障がいの方は400万人に及び、65歳以上のほぼ7人に1人が認知症であることが分かった。

徘徊などで行方不明になった人が、昨年1年間で1万322人、そのうち151人は現在も不明となっている。

介護者や家族が安心できるよう、早急な対策を講じることが重要である。

長野県小諸市では、外出に不安や心配のある高齢者を守るため、本年4月から高齢者の履物に張り付ける反射ステッカーを配布している。また、兵庫県たつの市では、徘徊またはその恐れのある方を事前に連絡先や身体的特徴を登録し、靴に張る「ピカッとシューズステッカー」を配布している。登録情報を関係機関が共有し、地域ぐるみで見守り、保護していくネットワークだが、徘徊高齢者等の早期発見、保護するための本市の対応は、

答 在宅の認知症高齢者が、徘徊行動により行方不明となった場合、防災行政無線や、

浮き城のまち安心・安全情報メール配信サービスを活用して、協力を呼びかけている。

また、介護者には徘徊高齢者の現在位置が探索できる端末機器を貸与する事業を実施している。

問 夜でも目につく「ステッカー」を張ることで目印となり、早期発見、保護に役立つものと思う。小諸市やたつの市のような地域ぐるみでの取り組みについて市の考えは。

答 地域ぐるみでの取り組みは、徘徊高齢者を早期発見する上で有効であると認識している。市では、先進事例について、今後、調査研究するとともに、徘徊高齢者の早期発見に向けた地域ぐるみでの具体的な方策を検討していく。

〔その他の主な質問〕

○きめ細やかな「子育て支援」

市議会を傍聴してみませんか

議場は市役所の3階にあり、50人分の傍聴席が設けられています。傍聴人受付簿に住所・氏名を記入するだけでも誰でも傍聴できます。詳しいことは市議会事務局までお問い合わせください。

☎553-1550(直通)

請願

6月定例会に提出された請願は6件で、所管の委員会で慎重に審査を行い、次のとおり決定しました。(敬称略)

○「ゆきとどいた教育」の前進をもとめる請願(不採択)

提出者 行田市教職員組合

代表者 木元 恒雄

付託先 総務文教常任委員会

○「高校・大学教育の無償化」の前進をもとめる請願(不採択)

提出者 行田市教職員組合

代表者 木元 恒雄

付託先 総務文教常任委員会

○行田市議会の「市政に対する一般質問のケーブルテレビ放映」の早期実現を求める請願(不採択)

提出者 行田市政を考える会

代表者 菊地 悦子

付託先 議会運営委員会

○行田市議会のインターネット配信を求める請願(不採択)


提出者 行田市政を考える会

代表者 菊地 悦子

付託先 議会運営委員会

パソコンから議会の会議録等がご覧になれます。

行田市議会ホームページを開設していますので、定例会の日程や会議録がお手持ちのパソコンから閲覧できます。ぜひご覧ください。



○集团的自衛権の行使を容認する解釈改憲を行わないことを国へ求める意見書提出についての請願 (不採択)

提出者 行田地区労働組合協議会

代表者 三宅 典之

付託先 総務文教常任委員会

○消費税増税の撤回を求める意見書提出を求める請願 (不採択)

提出者 埼玉土建一般労働組合 行田羽生支部

代表者 関口初太郎

付託先 総務文教常任委員会

議会日誌

(平成26年5月15日～平成26年8月13日)

5 月

- 19日 幹事長・代表者会議
- 23日 埼玉県市議会議長会第1回役員会
- 27日 京都府宇治市行政視察来庁
- 28日 全国市議会議長会定期総会

6 月

- 4・17・26日 議会運営委員会
- 10～26日 6月定例会
- 10・13・26日 幹事長・代表者会議
- 16日 議会だより編集委員会

7 月

- 1・22日 議会改革推進委員会
- 7日 兵庫県赤穂市行政視察来庁
- 10日 三重県鈴鹿市行政視察来庁
- 16日 福井県敦賀市行政視察来庁
- 24日 埼玉縣市議会議長会
第4区議長会議員研修会
- 31日 議会だより編集委員会

8 月

- 6日 岐阜県羽島市行政視察来庁
- 6・7日 全国市議会議長会研究フォーラム
- 13日 議会だよりNo.81発行

9月行田市議会定例会日程表(予定)

9月定例会は9月1日(月)開会予定であり、日程(案)の決定は8月26日(火)予定の議会運営委員会で決まります。

月日・曜日	会 議 内 容
9月1日(月)	本会議 (開会・議案説明)
9月2日(火)	(議案調査)
9月3日(水)	本会議 (議案に対する質疑・一般質問)
9月4日(木)	本会議 (一般質問)
9月5日(金)	本会議 (一般質問・委員会付託等)
9月6日(土)	
9月7日(日)	
9月8日(月)	(予備日)
9月9日(火)	建設環境常任委員会・健康福祉常任委員会
9月10日(水)	総務文教常任委員会
9月11日(木)	(事務整理)
9月12日(金)	(事務整理)
9月13日(土)	
9月14日(日)	
9月15日(月)	(敬老の日)
9月16日(火)	(事務整理)
9月17日(水)	(事務整理)
9月18日(木)	(事務整理)
9月19日(金)	本会議 (委員長報告、質疑、討論、採決・閉会)

※日程は予定であり、変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

編集後記

古代蓮の里公園では、「行田蓮」の淡いピンク色の大輪と葉の緑色のコントラストが美しい季節になりました。

さて、6月定例会では、補正予算、老朽空き家等の適正管理に関する条例などの議案や請願6件を審議しました。

また、一般質問が活発に行われ、さらに、議会も新たな体制になりました。

今後、市議会の内容を正確に伝えるとともに、より良い議会だよりの発刊に努め、市民の皆様の負託に応えられますよう全力で取り組んで参ります。(東・秋・野)

編集委員

委員長	吉田 幸一
副委員長	梁瀬 里司
委員	三宅 盾子
委員	秋山 佳子
委員	大河原 梅夫
委員	東 美智子
委員	高橋 弘行
委員	栗原 二郎
委員	野口 啓造